

都心部エリアマネジメントに資するビッグデータ分析試行・活用検討業務 に係る提案説明書

1 業務名

都心部エリアマネジメントに資するビッグデータ分析試行・活用検討業務

2 業務の背景及び目的

札幌市では、都市の魅力・価値を向上させ、国内外の投資誘引につなげるという目的の下、データプラットフォームを構築し、都心部地下空間におけるビッグデータ収集とエリアマネジメントの推進等まちづくりへの利活用を進める実証実験（「地下空間におけるICT活用実証実験」）を実施してきた。

平成28年度から開始してきた本実証実験においては、これまでデジタルサイネージのほか、ビーコンや各種センサー・ICT機器等及びデータプラットフォームを整備し、都心のまち歩きに役立つ情報提供アプリ「さつちか」やチ・カ・ホの防災情報提供システムといったサービスと連動したICT活用環境（インフラ）を都心に構築してきた。

本市がこれらのICT活用環境を構築してきた目的としては、地域が抱える課題の把握・分析・解決を効率的に進め、地域の魅力向上や都心全体の新たな価値の創出といったエリアマネジメントを官民連携により推進するため、並びに市民・観光客の利便性向上や産業振興・防災支援のため、最先端のICTを活用したビッグデータの収集・分析などを実施することにある。

この度、センサー等を通じてデータプラットフォームに収集・蓄積されている、札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）の人流情報〔通行量・方向〕や、アプリユーザーの属性・移動情報などビッグデータが一定程度蓄積され、データ分析試行実施の目途が立ったことから、本業務を市の委託業務として発注することとする。

3 業務内容

本業務は、札幌都心部に構築・整備してきた、ICT活用環境（センサー・データプラットフォーム）で収集・蓄積されたビッグデータ（人流・属性情報等）を中心に、都心のまちづくりに関わる様々なデータを用いて試行的に分析し、都心のまちづくり関係者（エリアマネジメント団体等）と行政（札幌市）の間において、データ利活用プロセスの理解・共有を図るものである。

分析対象エリアは、都心部の駅前通エリアであり、札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）とその地上部の周辺とする。

当該エリアは、第2次都心まちづくり計画で定める骨格軸の一つである「にぎわいの軸」として位置付けられていること、また、大量の市民・来街者が通行する広大な地下空間というハード的特性に着目して昨年度人流センサーを設置しており、通行量・方向のデータや、アプリ「さつちか」ユーザーの移動情報、並びに日々開催されているイベント情報など、エリア周辺のビッグデータとその関連データを得ることができる環境となっていることが、その設定理由である。

具体的な業務としては、チ・カ・ホを中心とした駅前通エリアの継続的・効果的な賑わい創出に向けて、人流データ等の分析試行を行うことで、課題の見える化・要因分析を行い、具体的な施策の展開案をまとめる。また、都心まちづくり推進室がこれまで共に連携しながら都心のエリアマネジメントを進めてきた、エリアマネジメント団体やまちづくり活動に協力する ICT 関連企業などとの間でも、今回のチ・カ・ホに係るデータ利活用プロセスの理解・共有を図り、今後の ICT を活用したまちづくりに向けたソフト的な基盤・環境づくりも進めていく。

詳細は、下記のとおり。

(1) ビッグデータの分析試行による課題の可視化・要因分析

①データ調査

札幌市の保有するチ・カ・ホ人流データや、札幌市都心版データプラットフォーム活用コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）が保有しているアプリ「さつちか」のユーザー属性情報・移動情報のほか、チ・カ・ホイベント情報、天気・気温、交通機関の運行情報や、WiFi の通信、SNS データなど、データ分析試行を実施する上で利用しうるデータについて、官民を問わず調査し整理すること。

②分析試行計画の検討

テーマ（チ・カ・ホを中心とした駅前通エリアの継続的・効果的な賑わい創出）に沿った分析試行を行う上での、分析アプローチ及び実施スケジュールなど分析試行の実施計画を策定すること。分析アプローチについては、AI を用いた機械学習や、比較評価等の手法を用いること。

③データ分析試行の実施

上記（1）②の分析試行計画に基づき分析を実施し、駅前通エリアにて継続的・効果的な賑わい創出を行う上での課題の可視化及び、要因分析を行うこと。

その際、民間データを取得する上で必要となる費用は受託者が負担すること。また、分析を行うに当たっては、当該分析を本市などで継続的に実施できるようにするため、受託者が専ら権利を有した方法論、ソフトウェア及びツールなどを利用することを前提とした分析試行は実施しないこととする。

(2) データ分析プロセスの共有・施策展開案の取りまとめ

①データ分析プロセス共有会議の開催

データ分析試行の結果を共有する会議を開催し、データ分析のプロセスや考え方を札幌市関係者及び、まちづくり関係者に対して説明し、理解・共有を図ること。

また、分析結果の傾向や可視化された課題をもとに、後述する当該エリアでの施策展開案をまとめるため、当該会議のなかで出席者からヒアリングも行うこと。

②施策展開案の取りまとめ

データ分析試行及び上記(2)①のデータ分析プロセス共有会議の結果をもとに、札幌市やまちづくり関係者の取組の参考となる、施策展開案を取りまとめ、具体的活用案を提案する。

③データ分析運用方針素案の取りまとめ

本業務の中で試行したデータ分析の実績・結果から、札幌市及びコンソーシアムがデータ分析によるICTの利活用を進める際の運用方針の素案を取りまとめること。

(3) 報告書の作成

上記(1)(2)の取組結果をまとめた報告書を作成し、札幌市に提出する。

4 業務規模

7,800千円を上限額とする(消費税及び地方消費税を含む)。

上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 履行期間

契約日～平成31年3月29日(金)

6 成果品

- (1) 報告書：A4縦、カラー両面印刷(枚数制限無し) 5部
- (2) 報告書概要版：A3横2枚以内、カラー片面印刷 5部
- (3) 電子データ：上記報告書の電子データを整理し、電子媒体(CD-R)で1組提出

7 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
 - (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)(2)(3)(4)(5)を満たす必要があることに注意すること。
- ※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

8 企画提案を求める項目

(1) ビッグデータの分析試行による課題の可視化・要因分析について

駅前通エリアにて継続的・効果的な賑わい創出を行う上での課題の可視化及び、要因分析のために、どのような分析手法が適しているか、調査対象とするデータの種類や組み合わせを示しながら、可能な限り具体的に提案すること。

(2) データ分析プロセスの共有について

駅前通エリアの賑わい創出を共通のテーマとして、異なる主体に対し今回実施予定のデータ分析の理解・共有を図るには、事前の準備も含め、どのような会議形態・運営とするのが望ましいと考えるか、具体的に提案すること。

(3) 施策展開案の取りまとめについて

8 (1) のデータ分析試行の結果から、想定される展開案の手法について、具体的に提案すること。

(4) データ分析運用方針素案の取りまとめについて

札幌市の保有するチ・カ・ホ人流データや、コンソーシアムが運営する札幌市都心版データプラットフォーム及び札幌市 ICT 活用プラットフォームなどのデータ基盤をもとに、来年度以降も継続的にデータ分析を行っていくためには、どのような視点・項目を盛り込んだ運用方針素案とすべきか、提案すること。

(5) 独自提案事項

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

9 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。（提出にあたっては、一式を左肩一箇所ホチキス留めすること。）

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めすること。ホチキスは使用しないこと。）

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

- ア 参加意向申出書(A4 縦、1 枚、様式 1)
- イ 業務従事者一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式 2)
- ウ 類似業務等実績一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式 3)
- エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式 4)
- オ 企画提案書(A3 横、片面印刷、2 枚以内、様式自由)
- カ 業務費内訳書(積算書)(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)
 - (ア) 内訳として、「①直接人件費」、「②直接経費」、「③一般管理費」、「④消費税及び地方消費税」の 4 項目を記載すること。
 - (イ) ①、②、③の合計額に対して④を算出すること。
 - (ウ) ①の内訳として、前述の「3 業務内容」で定める(1)から(3)の各項目について、それぞれ直接人件費を記載すること。

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市まちづくり政策局 政策企画部

都心まちづくり推進室 都心まちづくり課(5 階南側)

(3) 提出期限

平成 30 年 12 月 25 日(火) 12:00【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる業務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

イベント企画・運營業務や、広告業務など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 地下空間における ICT 活用実証実験 (H28～30)

イ 札幌市ホームページ：第2次都心まちづくり計画

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

※ 参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のあるものには、上記 (6) アを上記 (2) 提出先より提供する。

10 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書(様式5)に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に FAX 又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「都心部エリアマネジメントに資するビッグデータ分析試行・活用検討業務 質問書」とし、平成30年12月20日(木)12:00まで受け付けるものとする。

FAX : 011-218-5112

送付先電子メールアドレス : ki.downtown@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

公平を期すため、質問票による質問内容は随時札幌市都心のまちづくりのウェブサイト内(<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>)にて公開する(質問を行った者の氏名は公表しない)。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「都心部エリアマネジメントに資するビッグデータ分析試行・活用検討業務」企画競争実施委員会(以下、「実施委

員会」という。)において、後述「12 評価基準」により(1)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 最終審査

- ア 提出された全ての企画提案に対し、ヒアリングを実施する。
- イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ウ ヒアリングは1者25分(説明15分、質疑10分)を想定し、順次個別に行う。
- エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。
- オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(2) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。
- イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(3) 審査スケジュール

- ア 最終審査(ヒアリング) 平成30年12月27日(木)
 - ※提案書を受け付けた順に、1者ずつヒアリング及び採点を実施していく。
 - ※応募者が極めて多数となった場合等は、日程を調整することがある。

12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(1)及び(3)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (3) 企画提案への参加者が1社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
<p>(1) ビッグデータの分析試行による課題の可視化・要因分析について</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅前通エリアの継続的・効果的な賑わい創出に向けた課題の可視化及び、要因分析のために、有効な分析手法の提案がイメージされているか。また、それは調査対象とするデータの種類や組み合わせと一体となって考えられているか。 	25
<p>(2) データ分析プロセスの共有について</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅前通エリアの賑わい創出を共通のテーマとして、異なる主体に対し今回実施予定のデータ分析の理解・共有を図るには、事前の準備も含め、どのような会議形態・運営とするのが望ましいかを想定しているか。 	15
<p>(3) 施策展開案の取りまとめについて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) で想定しているデータ分析試行の結果から想定される展開案の手法について、課題解決に向けて有効な提案となっているか。 	25
<p>(4) データ分析運用方針素案の取りまとめについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市の保有するチ・カ・ホ人流データや、コンソーシアムが運営する札幌市都心版データプラットフォーム及び札幌市 ICT 活用プラットフォームなどのデータ基盤をもとに、来年度以降も継続的にデータ分析を行っていくためには、どのような視点・項目を盛り込んだ運用方針素案とすべきかを提案しているか。 	15
<p>(5) 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。 業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。 本市の求めに応じて、迅速に対応できる体制の提案となっているか。 業務の目的等を十分に理解した業務体制及び実施方法となっているか。 	10
<p>(6) 独自提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、有効な提案となっているか。 	10
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者

- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。（複製を含む。）
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。（複製の作成を含む。）
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所 5 階南側）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：丹尾（にお） TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112